

八代市立第一中学校  
「いじめ防止基本方針」

令和5年4月

## 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめのとらえ方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 生徒会との連携について
  - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見のための取組
  - (4) 学校におけるいじめへの対処
  - (5) いじめへの対処の流れ
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第一中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としている。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とする。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省平成25年6月いじめ防止対策推進法2条）

また、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けることにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省平成19年1月）

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの生徒にでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。そこで、以下のようにしてとらえることとする。

- いじめられた生徒の立場に立って考えること。
- 本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。

- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒には適切な対応が必要であること。
- 好意から行った行為によって相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

## (2) いじめの未然防止について

すべての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。すべての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

さらに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

## (3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切である。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行う。

## (4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

そして、いじめの解決とは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをめざす。

## (5) 生徒会との連携について

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのため、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。(いじめが発生した場合には、学校の「組織」の判断が最優先される。)

## (6) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

「いじめ根絶月間」等を設定したり、保護者会で話題にしたり、「学校便り」等で啓発を図ったりするなど地域ぐるみで、いじめ根絶に向けて取り組む機運を高める。

## (7) 関係機関との連携について

学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項

### 【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

- 被害生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大な事案及びこれに発展するおそれが高い事案

### 【犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案】

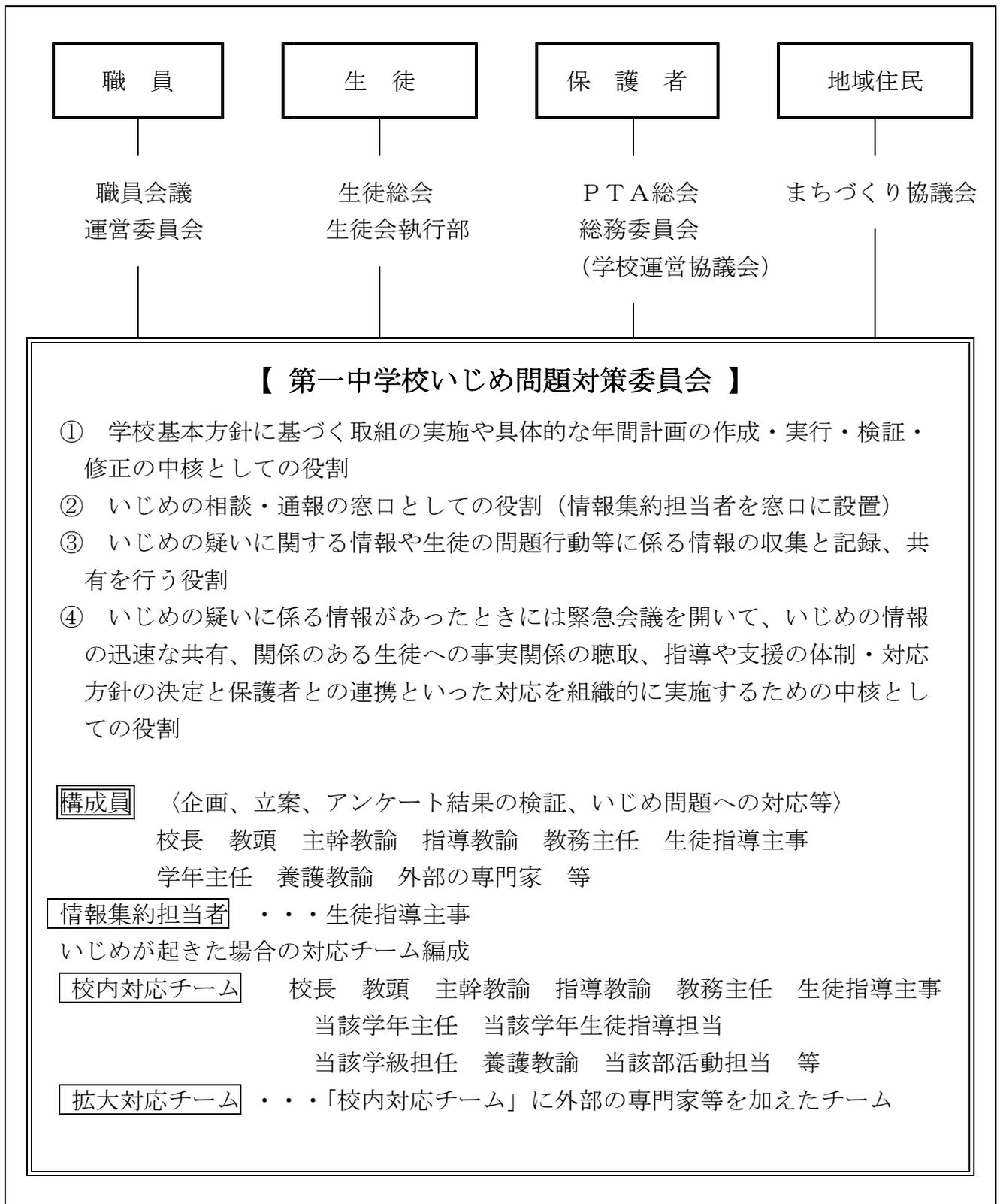
- 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該生徒またはその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案

### 【指導が困難ないじめ事案】

- いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、懲戒、出席停止制度の適切な運用等を行う。
- 生徒の行為が犯罪行為と認められる事案（警察へ相談することが適当と思われる事案）  
児童相談所、スクールサポーター等を通じた警察との連携、SSWとの連携

### 3 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織



## (2) いじめの未然防止のための取組

### ア 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行うとともに、各教科の特質や特別の教科「道徳」の趣旨及び内容、生徒の発達段階等を踏まえた適切な指導に努める。また、「熊本の心」や「私たちの道徳」等の活用や指導方法の工夫改善により、自己の生き方や人間としての生き方を深め、道徳的実践力の育成を図る。特に、規範意識、自立心や自律性、命を大切にす心、自他を尊重する心、社会参画への意欲や態度、郷土を愛する心などの醸成を図るため、指導の重点化を図る。なお、地域教材の作成や外部講師の活用等を図りながら、指導力の向上に努める。

### イ 居場所づくり、絆づくりの実践

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を子供の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から生徒を守るといふ安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのために、授業での聴く姿勢をはじめとする「学びの基盤づくり」と教師自らが授業改善を図ることが必要である。「わかる授業」を行っていても集中力が途切れたり、学習道具を忘れて「わからなくなる」こともある。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、教室を「生徒が困らないようにする」ための場所づくりと考えるようにする。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもと、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、教師は、生徒と生徒の良好な人間関係づくりの橋渡しの役を担うことが大切である。

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は、規律、学力、自己有用感を育成することが大切と考える。つまり、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒の育成に努めることが大切である。

また、他者から認めてもらっていると感じられた生徒は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高める必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになってくる。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことがいじめの未然防止につながると考える。

### ウ 体験活動の充実

キャリア教育の一環として、1年時に様々な業種に就いている人たちから職業に関するアンケートやインタビューを行う「職場訪問」を実施する。2年時において、学校周辺の企業、事業所、商店等に協力を依頼し、実際に生徒が職業を体験する「職場体験」等を行う。3年時においては、「高校体験入学」や「上級学校説明会」を通して、自らの進路決定につなげるなど、キャリア教育の充実を図る。

## エ 生徒会活動の充実

学年当初にいじめ根絶や仲間づくりの意識を持たせるために各学級で話し合いを持たせ、1年間の目標として学級で「いじめ根絶宣言」やいじめの根絶に向けた標語づくりを行う。

また、人権月間の取組を受け、12月に生徒会人権委員会を中心とした「人権集会」を行う。人権集会では、「八代地域人権子ども集会・人権フェスティバル in やつしろ」への参加感想や人権に関する作文の朗読等により全校生徒に対して人権意識の向上を図る。

## オ 「命の教育」の充実

全教科、全領域にわたり「命の教育」の充実に向けた取組を行う。特に、外部から講師を招いての生徒対象の講演会や、SNSの危険性等についての講演会などを開催する。

また、生徒の実態に合わせPDCAサイクルにより学期ごとや月ごとに見直しを行い、最も効果が上がる取組や計画となるようにする。

## カ 生徒指導充実月間の取組

学校生活での人間関係については、様々な取り組みが充実してきているが、最近増えてきている人間関係のトラブルとして、インターネット等ネット利用のものを原因とするものがある。ネット上の掲示板等への書き込みには個人情報はもとより誹謗中傷、陰口は書き込まない等の情報モラルについて道徳や専門家の講演を聞くことで指導を重ねている。

また、学級懇談会や学級通信、PTA研修等を通して携帯端末を生徒に持たせる際の留意点を保護者に周知する取組を行う。

## キ 校内研修の取組

QU等の調査を行い、その結果から学級集団や生徒個人の特性を捉えると共に、効果的な取組について研修する。また、生徒同士の関わりの中で相手を傷つけたり否定したりする言い方を考えさせる「より良いコミュニケーションの取り方」等、より良い人間関係をつくるためのトレーニングに関する研修を行う。

## ク 小中一貫・連携教育の取組

一中校区小中一貫・連携教育の推進において、「まなび部会」「こころ部会」「からだ部会」「つなぎ部会」の4部会で共通実践事項を検討していく。

共通実践事項の例として「まなび部会」では「次の準備をして休み時間」「話す人の方を見て聴く」「名前を呼ばれたら『はい』の返事をする」「聞こえる声で発表する」「丁寧な文字で書く」等の学習訓練を通して、学びの基盤づくりを行う。また、「こころ部会」では、「心と心をつなぐ ことばプログラム」として、あいさつ、返事、感謝の言葉を発達段階に応じて、目標を定めて共通実践を図っていく。

### (3) いじめの早期発見のための取組

基本的に、① 生徒の小さな変化に気づくこと、② 気づいた情報を確実に共有すること、③ (情報に基づき) 速やかに対応すること、である。生徒の変化に気づかずにいじめを見逃ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にさげなければならない。

重大事案に至ったいじめの多くは、小さな情報を放置したり、問題ではないと個人で判断したりした結果、深刻化している。「報告・連絡・相談」の体制を整えるとともに、情報を共有し、「早期認知」「早期対応」に心がける。

#### ア 日々の観察

日々の生徒の生活の様子や表情を観察するとともに、全生徒に配布している生活ノート「道標」の毎日の記録から日々の生徒個人の心の変化を知り、いじめの未然防止に努める。また、他の生徒や保護者からの情報をもとに多角的・多面的に把握する。

#### イ 定期的なアンケート及び教育相談の実施

##### ① 定期教育相談

これまでの本校生徒の実態から6月、10月末、1月末に定期教育相談に伴ういじめに関するアンケート調査を行い、担任による教育相談を行う。なお、保健室より定期教育相談以外の月で、簡単な「心と体のアンケート」をとり、生徒の抱える悩みや問題等の早期発見を行う。

##### ② こころのアンケート

5月及び12月中旬、こころのアンケートを行い、いじめに関する実態を把握するとともに、把握されたいじめの解消に取り組む。

#### ウ 校内相談窓口の設定と周知

校内相談窓口として、いじめに関するアンケート調査、定期教育相談の機会を設けるとともに、担任をはじめとして養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー等、いつでも相談できること、または情報集約担当者の存在を生徒及び保護者に周知する。

#### エ 電話相談窓口等の周知

相談窓口一覧(中高生版)を生徒に配付し、周知する。

#### オ 特別支援教育の視点から

周りの状況に合わせて行動することが苦手などの特性がある生徒や聞くことのみ、または、見ることのみからの情報では理解をすることが難しい生徒がいることに配慮する。そのために、文字だけでなく写真やイラストを利用したり簡潔な言葉で表したりすることで、そのような特性の生徒が不利にならないような取組を行う。

#### (4) 学校におけるいじめへの対処

- いじめが発生したときやいじめが疑われるときは、一人で抱え込まず、学校全体で組織的に取り組む。
- いじめに関する事実がわかったなら、できるだけ早く（24時間以内を目安に）いじめ問題対策委員会を開き、対応策や解決策を決定する。

##### ア いじめについての事実確認

- 複数の職員で役割を分担し、情報収集や事実確認を行う。必要に応じて聞き取る項目等を指示する。（誰を対象に、誰が、どこで、いつ、どのような方法で、何を）  
原則として、学習権を侵害しない時間帯、目立たない場所で、加害者・被害者ともに個別で行う。また、対象者が複数の場合も可能な限り同時刻に一斉に行う。
- 集約と情報の共有  
情報集約担当者からいじめ問題対策委員会にて情報を共有し、情報の一元化を図る。  
その後、食い違い等を聞き取るため、生徒はその場に待機させ、事実の再確認を行う。

##### イ いじめられている生徒への対応

いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。いじめがあったという認識のもとで受容的に接し、いじめられた生徒を支援する。

加害側の生徒が口止めをしている場合があったり、被害側の生徒が加害側の生徒達に先生に相談する姿を見られたくなかったりするため、生徒が安心して相談できる場を確保するために事情を聞く場所と時刻に注意する。

- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等の外部の専門機関とも連携し、心のケアを行う。

##### ウ いじめている生徒への対応

「いじめたのは自分ばかりではない」という責任転嫁の意識やいじめている生徒も満たされない気持ちを持っている場合があるので、以下の点に気をつける。

- 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- 生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- 自らの長所を再認識させ、それを活かす生活の在り方を確認する。
- 家庭や外部の専門機関との連携を図る。

## エ 周囲の生徒への対応

- 周囲の生徒から見た正確な情報を行う。
- いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- いじめられた生徒を、集団として守る体制づくりを進める
- 学級活動、生徒会活動を通して、生徒達はいじめ解決への実践力を高める。

## オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 家庭を訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性を解決への見通しを伝える。
- 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

## カ いじめた生徒の保護者への対応

- 家庭訪問をしたり、学校で面談するなどして、直接いじめの事実について伝える。その際、校長を中心に複数の教職員などで対応する。
- いじめについての事実関係を、冷静に正確に客観的に伝える。
- 保護者に対しても「いじめに対する正しい認識」を促す。
- 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子供がいじめた」という保護者の共通理解を図る。
- いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

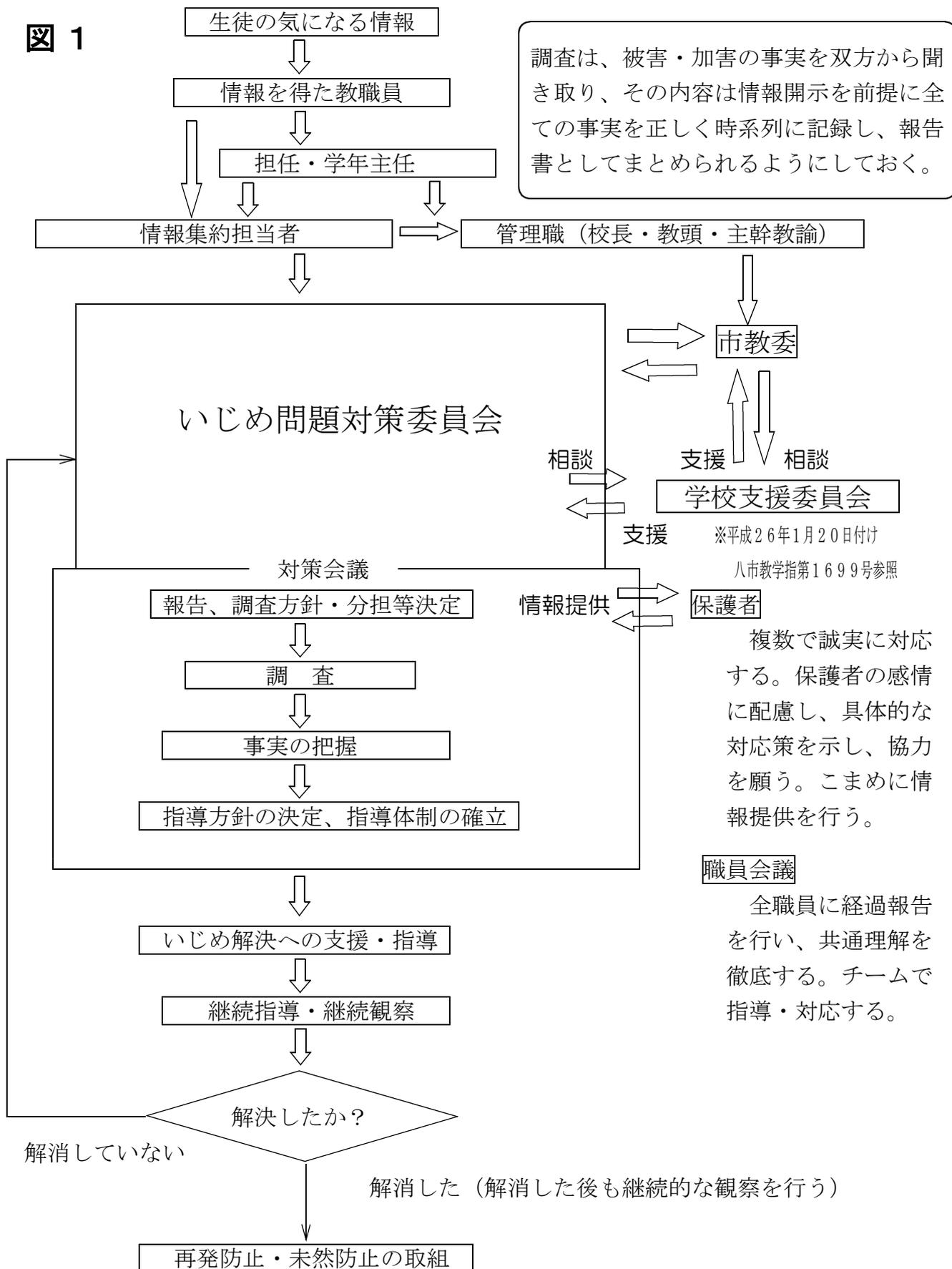
## キ 保護者全体への対応

- 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭での協力もお願いする。
- 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(5) いじめ問題対処の流れ

熊本県いじめ防止基本方針から抜粋

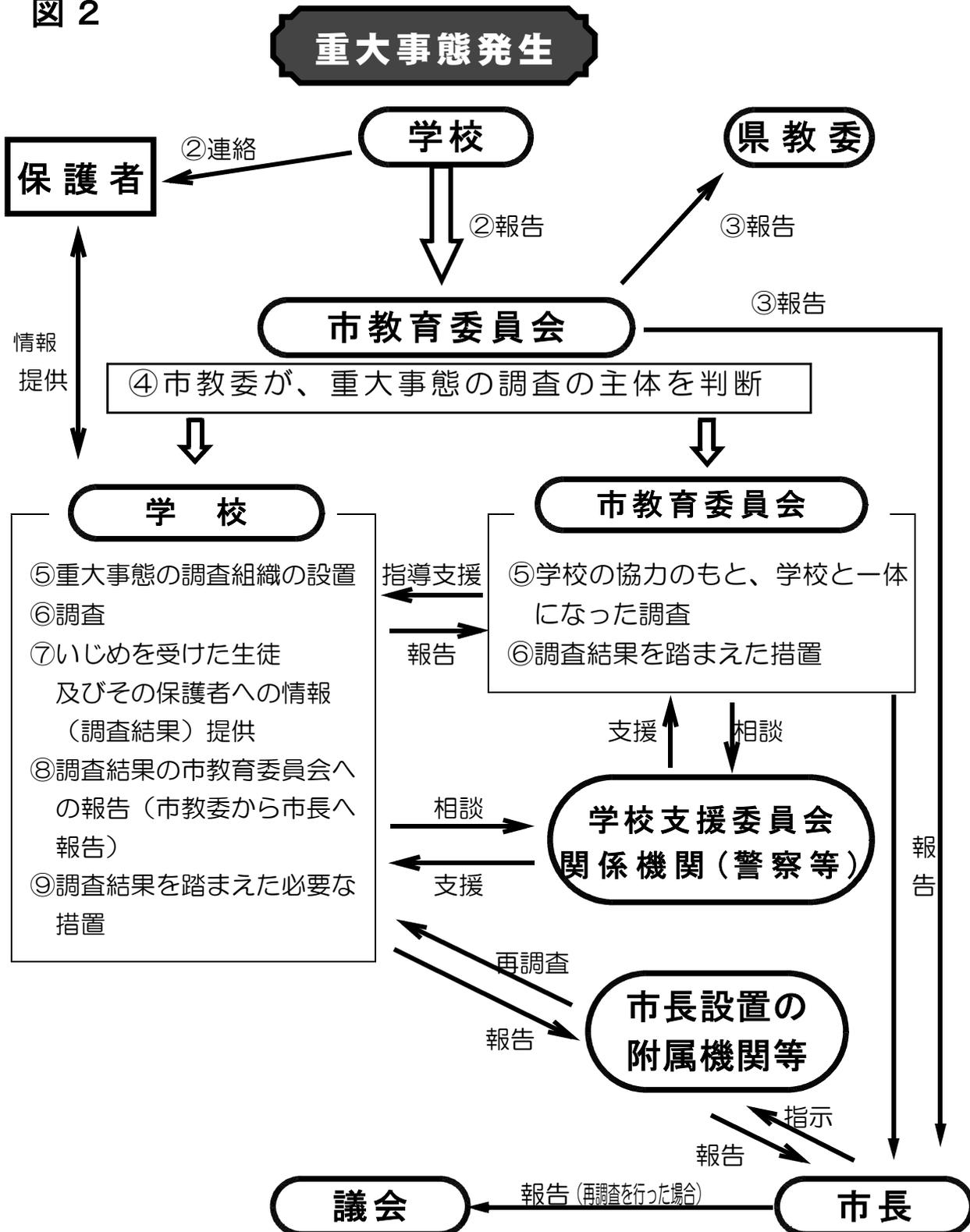
図 1



#### 4 重大事態への対処

- 1 いじめによる生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

図 2



#### **ア 重大事態の調査組織の設置（図2）**

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

#### **イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

#### **ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対するの情報提供**

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。

#### **エ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）**

学校は、調査結果を市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

### **5 基本方針の見直し及び公表**

毎年度、見直しを行うとともに公表する。